

医療用麻薬適正使用ガイドンスの改訂ポイント

① 「医療用麻薬による慢性疼痛の治療方針」が追加された

慢性疼痛に対してブプレノルフィン貼付剤やフェンタニル貼付剤などが使用できるようになり、オピオイド鎮痛薬による治療の選択肢が広がったことから、オピオイド鎮痛薬を使用した慢性疼痛の治療方針が示された。

② 「医療用麻薬の使用法」に経口トラマドール製剤の使用法が追加された

トラマドールは麻薬に指定されていないがオピオイド鎮痛薬であることから、経口トラマドール製剤を投与する場合の指針が示されている。

③ 「医療用麻薬の使用法」に痛みのパターン別の医療用麻薬の使い方が追加された

痛みのパターン別(持続痛・突出痛)に治療方針とオピオイド鎮痛薬の使用法が示された。

④ 「処方・交付」に医療用麻薬の長期処方(30日処方)に関連した留意点が示された

最大30日分まで外来処方可能な医療用麻薬が拡大されたことから、保険薬局は必要に応じて処方日数の分割調剤をして患者に交付し、患者の服薬状況等を確認することや、投与期間内に患者が適正に鎮痛薬を使用できているかを電話等で確認することを求めている。

⑤ 「入院中における患者自身による管理」に紛失時の対応方法が明記された

入院中の患者自身による医療用麻薬の管理をより推進させるため、患者が自己管理している医療用麻薬が紛失した場合の具体的な対応方法が示された。

⑥ 「自宅における患者・家族による管理」が追加された

医療従事者の観察が行き届きにくい外来治療における患者や家族に対する支援方法が示された。外来治療では保険薬局から医療用麻薬が交付される場合が多く、医薬品と患者に最も近い場所にいる薬局の薬剤師による服薬支援への積極的な参画が求められている。

⑦ 「自宅以外の療養場所における麻薬の管理」が追加された

自宅以外の介護施設などにおける医療用麻薬の取り扱いが明記された。医療用麻薬の保管・管理は基本的に自宅と同様であり、過度の管理によって患者が痛みを苦しむことの無いよう配慮する。

⑧ 「医療用麻薬服用中の患者の海外渡航の際の手続き」の追記

渡航先の国で必要になることがある書類や手続きに関する事項が示された。英文の診断書例が示されている。